

1月18日

○議長（湯之原一郎君） ただいまから、平成28年第1回始良市議会臨時会を開会します。
(午前10時00分開会)

○議長（湯之原一郎君） 本日の会議を開きます。
(午前10時00分開議)

○議長（湯之原一郎君） 本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

○議長（湯之原一郎君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。
会議録署名議員は、会期規則第88条の規定によって、議長において鈴木俊二議員と湯元秀誠議員を指名します。

○議長（湯之原一郎君） **日程第2、会期の決定**を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1月18日の1日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。
本臨時会の会期は本日1月18日の1日間と決定しました。
会期日程は、配付しています日程表のとおりであります。

○議長（湯之原一郎君） **日程第3、諸般の報告**を行います。
市長より、地方自治法第180条第1項の規定により、報告第1号 専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解について報告がありましたので、お目通しください。
これで、諸般の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） **日程第4、行政報告**を行います。
市長より、行政報告の申し出がありました。これを許します。

○市長（笹山義弘君） **登壇**

平成28年第1回始良市議会臨時会にあたりまして、行政報告を申し上げます。
はじめに、災害時におけるダンボール製品の供給に関する協定調印について申し上げます。
明日19日に鹿児島市のエス・パックス株式会社及び大阪府八尾市のJパックス株式会社との間で、災害時におけるダンボール製品の供給に関する協定を締結することとなりました。この協定は、市が、災害発生時等における応急処置のため、避難所等にダンボール製品の調達が必要となった場合は、両者に当該物資の供給を要請し、営業に支障のない範囲において、優先的にかつ速やかに当該物資を提供してもらうものであります。供給物資の種類につきましては、ダンボール製簡易ベッド、ダンボー

ル製シート、ダンボール製パーテーションなどであります。今回の協定締結により、災害発生時に被災された方や、避難所生活を余儀なくされた避難者が、少しでも快適に避難生活を送れるものと期待しているところであります。

次に、ホテルの立地協定調印につきまして申し上げます。今週21日に、議員各位、市民の方々、また、本市を訪れる多くの方が待望しておりましたホテルの立地協定を大和葬儀社グループ企業と締結することとなりました。ご案内のとおり、旅館、ホテルの誘致につきましては、平成25年に、旅館・ホテル施設誘致促進条例を制定し、市を挙げて、その誘致に努めてまいりましたが、立地協定締結までには至っておりませんでした。そのような中、昨年5月、当該企業からホテル建設の相談があり、それ以降、建設計画等について協議を進めてきた結果、このたび計画概要がまとまったことから、立地協定締結の運びとなりました。市といたしましては、市役所周辺での立地を計画されていることから、今春開業される大型商業施設や今後建設予定のスマートインターチェンジなどとの相乗効果が図られ、地域経済の活性化につながるものと考えております。

さらに、本市の観光のあり方を日帰り観光から滞在型観光へと変えていく、起爆剤となり、ホテルを核としたにぎわいと交流拠点になるものと大きな期待を寄せているところであります。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで行政報告は終わりました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第5、議案第1号 平成27年度始良市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

議案第1号 平成27年度始良市一般会計補正予算（第5号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正は、昨年12月10日の集中豪雨により被災した市道等の復旧に必要な経費を計上いたしました。まず第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出の主な補正内容を申し上げます。

予算書10ページの災害復旧費につきましては、農業用施設、林道及び土木施設等の災害に対応した委託料、工事請負費などを計上いたしました。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げますが、これらの補正総額は6,366万3,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は290億6,735万5,000円となります。この財源といたしましては、1ページに掲げてありますように、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰越金で対応いたしました。

次に、第2条、繰越明許費につきまして申し上げます。3ページに掲げてありますように、現年耕地災害復旧事業、及び現年土木施設災害復旧事業の2事業につきましては、市道等の災害復旧工事において、標準工期を設定できないなど、当該予算成立後の事由により、翌年度に事業完了となるため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

なお、今回の補正にかかる災害箇所の位置図、概要等につきましては、別冊の参考資料に記載して

おりますので、ご参照ください。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（湯之原一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。これから、議員全員で現地調査を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。

ここで、現地調査のため、しばらく休憩します。

(午前10時09分休憩)

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後1時11分開議)

○議長（湯之原一郎君） これから、質疑を行います。

2名の議員より質疑の通告がありました。順次発言を許します。

まず、18番、森川和美議員の質疑を許します。

○18番（森川和美君） 今回のこの補正予算は、即決ということでございますので、質疑通告をいたしました。幸いにして、くじで私のほうが1番になったことで、よかったなと思っておるところでございます。そうじゃないと、私の質疑は、同僚議員がスタートでなりますと、もう質疑がなくなるということで、1番になったことがよかったと思っております。

そこで、お尋ねをしているわけですが、12月10日、1時間ごとの雨量観測データで見ると、これ、参考資料の1ページ、午後10時の雨量最大が50mm、その時間の全体地区の平均は約45mmというふうになっておりますが、予算書5ページ、災害復旧費6,366万3,000円の内容での災害発生、しかもこの12月に発生したという見解、このことについての見解を問います。

2番目、災害箇所が100か所以上のこの工事発注は、どのような形態で発注されるのか、お知らせください。

3番目、今後もこのような災害がいつどこで多数発生するという傾向にあるわけですが、そういった観点から、この災害に限っての基金設置についての見解を問います。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 森川議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第1号 平成27年度始良市一般会計補正予算（第5号）の1点目のご質疑にお答えいたします。

昨年12月10日の記録的な大雨は、エルニーニョ現象により、冬にもかかわらず、低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響によるものとされております。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

軽微な災害復旧につきましては、業務委託料により、記載箇所近隣の土木業者との随意契約で対応

し、また、工事請負費による災害復旧につきましては、災害査定終了後、実施設計を行い、県の設計審査を受け、競争入札により対応したいと考えております。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

災害対策の基金につきましては、災害復旧、地方債の繰り上げ償還、その他の財源不足が生じたときの財源として、財政調整基金を設置しておりますので、その基金で対応は可能であると考えております。

以上、お答えといたします。

○18番（森川和美君） それでは、再質問をしていきますが、この1問目のことの答弁で、記録的な大雨はエルニーニョ現象により、冬にもかかわらず云々という答弁なんですけど、私が聞きたいのは、このような状況で、何らかの一つの要因があると思っておるんですよ。いわゆる耕作の方のかねて平生の全体の管理、あるいは水管理、特にこういった雨が降り出すときの、今、盛んに詳しくテレビ等で報道するわけですよ。そういったことに、どういった対応ということも含めて、最大で50mm、そして平均値で45mmぐらいでという言葉はあまり好ましくないかもしれませんが、私から言わせれば、あれぐらいの雨でこんだけの被害が出てくる、これは今からもちょいちょいといいですか、出てくる可能性が十分あるんですよ。そうなりますと、そこらの要因、あるいはもろもろの箇所の分析というのを私はしていかないと、これは繰り返しになると思うんですよ。そういったことも含めて、からすれば、私はこの答弁は、あまりにも不誠実だなというふうに思うわけですが、このことについてもう一遍、そういった管理、あるいはJA、耕作をされる方、そして行政サイドで、どういったかねてからのご指導等をされているのか、そこらあたりを聞いたかったわけなんですけど、お答え願いたいと思います。

それと、2点目については、答弁では、随契で云々となっておりますが、聞くところによりますと、人夫不足とか、あるいは、本市はありがたいことで、これは民間の仕事が結構出ているということも含めて、果たして業者がこれにすぐ3月後以降、対応ができるのかどうか、そこらあたりはどのように予測といいますか、考えておられるのか。そして、1業者に何か所ぐらいの随契でお願いするのかどうか、そういうところもひとつお答えください。

3点目の、災害の対応として、災害復旧、地方債の繰り上げ償還、その他の財源不足が生じたときの財源として、財政調整基金を設置して、それで対応するというようなことなんですけど、この財政調整基金というのは、それぞれ目的があるわけですけども、このあまりこういう話を大きくすると、よろしくないわけですが、今後は、これまでに経験したことないという雨が、あるいはそのほかの災害が来ないとも限らんわけです。絶対来ないという保証はないわけです。台風にしても、スーパー台風と言って最大風速100m以上も今から出てくるという専門家もいらっしゃるわけですが、そういうことからしますと、今回は、小規模災害で300万ちょっと、小さなのは20万、30万、40万なんですけど、これを1桁上げたら、これ財政調整基金で対応できるのかなという私は考え方なんですけど、これも含めてお答え願います。

○農林水産部次長兼耕地課長（増田 明君） お答えいたします。

まず1点目でございますが、耕作者の管理、かねてからの対応ということでございます。通常ならば、農繁期におきましては、災害防止ということで、農地等の見回りと受益者、あるいはまた地域の

方々で管理は行き届いているかと考えておるところでございますが、今回のように、12月の集中豪雨ということで、農閑期でございます、この時期におきましての災害防止につきましては、それらに関係のございます土地改良区や水土里サークル、俗に言います農地・水等によりまして、管理のほう、受益者のほうに促していこうかというふうを考えておるところでございます。

また、耕地のほうにいたしましても、農政座談会や広報誌等によりまして、地域の災害防災に向けた管理の徹底を促していきたいというふうを考えておるところでございます。

2点目の、施工業者についてでございますが、発注が3月末ごろになるだろうということでございます、そのころになりますと、手持ちの工事量等も幾分か減ってくるかと思うところでございますので、業者のほうの受注というのは可能性は大ということと考えておりますので、対応は大丈夫だというふうを考えておるところでございます。

以上です。

○総務部長（脇田満穂君） 3点目の災害関係の基金につきまして答弁させていただきます。

現在は、先ほど市長の答弁にございましたように、財政調整基金の中で、災害復旧、あと処分というところで、第6条でございますが、災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収を埋めるためにという部分がございまして、それを対応させていただいております。ただ、議員からご指摘もありましたように、これまでに経験したことがない、また、別の言い方がありますとすれば、想定外というような災害というのが今後起きないとも限りませんので、そのへんを踏まえて、そのような基金を持つてるところもございまして、今後、複数年このようなことが続くようであると、年間の財源を圧迫してまいりますので、検討はしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） 随契で1業者何か所ぐらい契約するかの質疑がございましたが。

○農林水産部次長兼耕地課長（増田 明君） 随意契約の件でございます。

耕地サイドにおきましては、随意契約の件数を27件というふうと考えております。業者につきまして、1業者につきましては、二、三か所程度の業務委託のほう、随契ということで考えておるところでございます。

○18番（森川和美君） 質疑は3回でございますので、最後の質疑をいたしますが、これらの災害の現場状況を、耕作の方と立ち会って、いろいろな協議を、要因についてとか、あるいは、そういう管理の方法等々も、全ては、なかなか大変でしょうけれども、そこらの確認等々をされてはいるんでしょうか。これが1点と、現場でも、同僚議員から少しお話が出たんですが、災害だから、急がんにかいかんということで、査定が少し甘くなっているのではないかというお話もあるんですが、私はそういうことはない、あつてはならないと思っておるんですが、そこらの1つの考え方というのをお知らせいただいて、終わりいたします。

○農林水産部次長兼耕地課長（増田 明君） まず1点目につきましてお答えいたします。

耕作の状況と被害の状況と、受益者の方の立ち会いということで、被害報告を受けまして、私ども

職員のほう、受益者と一緒に現場を立ち会いまして、被害状況を確認しております。その中で、今後の農地の、あるいは施設の対応ということは今後進めていっていただきたいということで、その都度話をさせていただいているところでございます。

2点目の、査定の件でございますが、先ほど現地のほうでも話をしましたとおり、500万までにつきましては、総合単価で積算しているところでございます。ですので、正当な価格で査定設計書を作成しているところでございますので、査定設計書が甘くできてるといことは決してございませんので、正式な形で査定設計書のほうは作成しているところでございます。

以上であります。

○議長（湯之原一郎君） これで、森川議員の質疑を終わります。

次に、8番、田口幸一議員の質疑を許します。

○8番（田口幸一君） 議案第1号 平成27年度始良市一般会計補正予算（第5号）、質疑の要旨3ページ、国の査定が1月25日に実施される。補助率を上げるという説明がございましたが、現年耕地災害復旧事業と現年土木施設災害復旧事業の補助率はどのように上がるのか。補助率が上がるという説明がございました。これは、総務部長と財政課長がそのように説明をされました。

次に、現在の補助率はそれぞれ幾らになりますか。一般財源のみという説明もございました。しかし、この予算書を見てみると、きょうの現地説明でも、国・県の支出金、補助金があるということがわかりました。

5ページ、その他235万6,000円は、これは何ですか。何かというふうに私は書いておりますが、何でしょうか。

9ページ、前年度繰越金4,035万2,000円の留保金額は幾らですか。

10ページ、（1）時間外勤務手当90万円は何時間を見込んでおられますか。そして1人当たりの平均単価は幾らになりますか。

（2）災害復旧委託料693万円は、委託先はどのようになるのですか。

（3）災害復旧工事2,626万4,000円の工事内容は、どのようになるのですか。

（4）市単独災害復旧委託料700万円の委託先はどのようになるのですか。

11ページ、（1）災害復旧委託料1,200万円は、委託先はどのようになるのですか。

（2）災害復旧工事840万円の工事内容は、どのようになるのですか。

（3）土地購入費70万円の単価、場所等はどのようになるのですか。

参考資料、詳しい参考資料が配付になっております。その11ページ、受益者負担ちゅうの、これ7億854万円、これは、ミスプリントですので、78万5,400円に訂正方をお願いいたします。785万円は何人分になるのですか。——78万5,400円、700と言ったそうですから、また訂正いたします。78万5,400円です。

提案要旨で、これは市長が提案をされましたが、標準工期を設定できないなどとありますが、どのようなことですか。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第1号 平成27年度始良市一般会計補正予算（第5号）の1点目のご質疑にお答えいたします。

現年耕地災害復旧事業の補助率につきましては、農地が工事費に対し50%、農業用施設が同じく65%で予算計上しております。今後国の査定により、農地については83%程度、農業用施設については、94%程度になる見込みであります。

現年土木施設災害復旧事業の補助率につきましては、工事費に対し、3分の2となっております。なお、現年土木施設災害復旧事業につきましては、補助率増高の要件が厳しいため、今回は対象にならないものと考えております。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

特定財源のその他235万6,000円につきましては、農地災害に伴う受益者の耕地災害復旧費分担金であります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

補正後の前年度繰越金の留保額は2億4,527万3,000円であります。

4点目の1番目のご質疑についてお答えいたします。

時間外勤務手当につきましては、1人当たり80時間程度を見込んでおり、平均時間単価は、約2,230円であります。

2番目と4番目のご質疑につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

災害復旧委託につきましては、市内の土木業者に業務委託する予定であります。

3番目のご質疑についてお答えいたします。

災害復旧工事の内容につきましては、被災原因にもよりますが、ブロック積み工、フトン籠工、二面張水路工事などあります。

5点目の1番目のご質疑についてお答えいたします。

崩土の除去や路肩決壊の補修、舗装補修など、地域性を勘案しながら、市内の建設業者に委託することとしております。

2番目のご質疑についてお答えいたします。

災害復旧工事の内容につきましては、路肩決壊の補修であり、市道徳丸線につきましては、延長約8m、高さ約5mで、ブロック積み工で復旧する計画であります。市道赤仁田線につきましては、延長約8m、高さ約4mで、L型擁壁工で復旧する計画であります。市道漆・西浦線につきましては、延長約10m、高さ約3mで、かごマット工で復旧する計画であります。

3番目のご質疑についてお答えいたします。

土地購入につきましては、市道徳丸線が山林を約250m²、市道赤仁田線が畑を約200m²購入する予定であります。なお、用地単価につきましては、災害査定終了後、地権者との交渉を行うことから、現状での答弁は控えさせていただきます。

6点目のご質疑についてお答えいたします。

受益者負担金につきましては、1人分であります。

7点目のご質疑についてお答えいたします。

国の災害査定後に実施設計を行い、県の設計審査などを経て、入札準備を行うことから、閲覧期間などを考慮しますと、入札は最短でも3月上旬になるものと考えております。したがって、標準工期を確保するためには年度をまたぐこととなりますので、繰越明許費の設定をお願いするものであ

ります。

以上、お答えいたします。

○8番（田口幸一君） それでは、2回目の質疑に入ります。

この11ページの受益者負担金78万5,400円は、今副市長の答弁で、1人分という答弁がありました。1人分ということになれば、この78万5,400円は、私は多いのではないかというふうに考えるんですが、負担される方の理解も得てあるのか、10ページ、業者はどのように考えておられるのですか。また、工事の工期はどのようになるのですか。

ゆっくり申し上げます。9ページ、ただいま、留保金額が示されました平成27年度末の財政状況、決算見込みは、これは、平成27年度の一般会計の決算見込みはどのようになるのですか。

2回目は以上です。

○農林水産部次長兼耕地課長（増田 明君） お答えいたします。

受益者の負担金でございます78万5,400円につきましては、受益者からのご理解は得られております。

2点目の質問でございます。業者をどのように考えているかということでございます。施工業者につきましては、始良市内で入札参加資格のある土木業者を考えているところでございます。工期につきましては、農政部工事別標準工期を参考にしております。年度内での工期の確保が難しいようでございますので、契約繰越しで、田植え前までには工事を完成したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○総務部長（脇田満穂君） 決算見込みにつきましては、財政課長が答弁いたします。

○総務部財政課長（米澤照美君） 財政課の米澤です。お答えいたします。

平成27年度一般会計決算の見込みということですが、今現在各部、各課で精査中ですが、今週中にはある程度わかるかと思っておりますが、前年度繰越金先ほど市長答弁にもありました2億4,527万3,000円、この前年度繰越金につきましても3月の補正の中で今後調整していきたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（田口幸一君） 3回目です。この時間外勤務手当のところですが、これは全て正規職員でこの時間外勤務をされるのか。非正規職員もこの時間外の仕事を、勤務をされると思うんですが、これはされないかもわかりません。もしされるとしたら、割り増し賃金というのが出てくるのではないと思うんですが、このことについてはいかがでしょうか。

それから、補正後の前年度繰越金の留保金額は2億4,527万3,000円でありますという副市長の答弁がございましたけど、この2億4,527万3,000円は多いのか、それとも少ないのか、このことをどのように評価されますか、伺います。

○農林水産部次長兼耕地課長（増田 明君） お答えいたします。

時間外の90万円の分でございますが、これは全て正職員の5名分の時間外でございます。
以上でございます。

○総務部財政課長（米澤照美君） お答えいたします。

前年度繰越金の留保額が多いのか、少ないのかということにつきましては、今後3月の補正等もございませぬ。その中で、例えば扶助費等が増加があるということになりましたら、この額でどうなのかということもありますので、現在のところ、多くもないし、少なくもないという判断をしているところでございませぬ。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） これで、田口議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

○21番（湯元秀誠君） 通告はいたしておりませぬでしたが、今回の災害について、季節外れであるということで若干質問してみたいと思ひます。

通常、6月から10月まで水稲栽培がある時期は、きょう現地を見ましたら、全てにおいての、また今回示されてる資料の場所においても、水張りの状態が続くわけですけれども、今回12月のこの災害の時期は、裏作もなされてない、無耕作地の期間ということになるわけですが、この時期にこのような災害が起きているという現象を見ますと、若干、今回の分析をされる必要があるんじゃないかと思うわけです。

今現在、農政部でまた農業委員会も通じてのことですが、農地中間管理機構、ここに通じての今から先の農地の賃貸借のあり方、それから、今回の災害における箇所において、そういう1つの調査を、踏み込んだ調査をやって、これは、自作地なのか、小作地なのか、借りられて田んぼをつくっていらっしやるか、自分の田んぼなのか、このことはやはりその田んぼの管理状況を、農家の意欲、気持ちの中でも変わってくるように思ひます。自作地であれば、ぼんのうがありますので、やはり水のはけを確認して、稲刈りが終わった後もなされて、その前に置いておかれる方、この間私も田んぼの件で、ちょっと田んぼに踏み込んだんですが、10月の稲刈りの時期に、雨は長らく降っていませんでしたので、落とし口の板をつけたまま稲刈りをされてる田んぼがありました。その後、私麦の件でその田んぼに入ったんですが、雨が降れば水が張られる状態、しかし、10月ぐらいのあの天候が長続きしまして、田んぼの土用干と一緒に、田んぼが地割れしてませぬ。地割れすると、これだいたい畔際が多いんですよ。そういう箇所が今回そういう現象につながったんじゃないかという分析も必要じゃないんでしょかということなんです。ですから、今回のこの災害の対象地のところがまず自作地かそれとも小作地か、やら、通作、入作、ちょっと離れたところの集落から通って米だけをつくられる方、わかりますか。田んぼの時期もこの裏作の時期はほとんど、春のレンゲが咲くころまで、花が咲くころまで田んぼに来られない方、こういう箇所もこの中に入るのか、やはりそういう今回の、この時季外れの災害ですので、若干そういうことをされてもいいのかなど。そして今回、1人の中には、先ほども出ましたが、自己負担金として78万5,400円ですか。これが負担金として生じてませぬ。78万、こんだけのお金。あの田んぼを見ますと、きょう現場を見ましたが、田んぼを新たに買ったほうがいい、

こんだけの費用が自己負担でかかる、300万近いお金がかかるのであれば、売ってますよ。農業委員会にあっせんを出されれば、あそこはうちでですね、新しく場所のいいところを買われたほうが安く上がります。こういう考え方もできるわけです。ですから、今回の災害を通じて、農政部の方々、また農業委員の方々が、今後、何をここで教訓としてなされるか、その見解を聞きたいと思います。

○農林水産部長（海老原経記君） お答えいたします。

先ほども答弁しましたように、今回のこの12月の豪雨災害というのは、季節外れの想定外のものでございました。恐らく、私どもだけではなく耕作をされる農家の方も非常に驚かれたのではないかと思います。先ほど、中間管理機構の話もございましたけれども、この事業はいわゆる農業を今から担っていかうという方々が、自分たちが耕作をしやすいように、例えばその自作地の近くに農地を集約するとか、あとまた借入地をある程度まとめて作業の効率を上げるためにする作業でございます。ですから、ほとんど小作地といいますか、ご自分の土地ではなくて、小作をされる土地も大分含まれてくるのではないかなと思います。先ほど、議員からもございましたように、確かに自作の土地ですと、昔からの先祖代々の土地を守らなければいけないとかといったぼんのうですとか、思いもあると思います。ただ、ここで、自作地と小作地について、差別をするということは、私はいかがなものかと思えます。少なくともその土地で耕作の対価として作物が育つわけですから、そこはやはり同じような扱いをしなければいけないのではないかと思います。それと、一番気になりますのが、農繁期におきましては、耕作者の方も、その地区で例えば水ですとか、そういった管理をなさる方も、ほとんど毎日のようにほ場に出向かれて、その現状をご覧になると思います。ただ、いわゆる収穫が終わって、次の例えば作付の時期までですと、中には冬にかんじきをする方もありますけれども、大半の方が、そのまま年が明けて、また3月、4月にかけてからでないか、農作業に入らない方もたくさんいらっしゃると思います。その間のいわゆる農地の管理をどうするかということが、今回こういった災害を未然に防止するといいますか、やはり件数を減らす意味からも、大事なことではないかと思えます。私共としましても、今回の災害、たくさん発生した災害を教訓にしながら、機会を捉えて、例えば農家の方ですとか、その地区で管理をされる方々とまた対話する機会を設けながら、作物をつくることも大切ですが、あわせて農地の管理についても、またお話をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○21番（湯元秀誠君） 今農政部長の答弁がありましたが、今回この事例が出ました。災害の事例、負担金の多額な負担金が発生してる状況を、1つの参考事例として、農家の方々に、特に、実際耕作をされてる方々に含めて、これは私は周知を図って、こういう事例がありました、今年度はこういう事例がありました。この事例は、地主さんがほとんど負担するわけです。耕作者は負担する、こんだけお金がかかったらもう田んぼはつくらんでということで、そこで終わりになるような形になるわけです。でも、地主さんがやはり、負担金を出すと、そこに来て初めて工事の事業ができるかできないかということにかかると思うんですよ。ですから、そういうやっぱり負担が発生する、そしてその責任的なものが、争われるようなことはないとは思いますが、そういう発展性になりかねない部分もないわけじゃないです。こういうことを考えますと、農地保全、今までは耕作放棄地にならないかとか、裏作を含めてですが、そういうことだけに、我々の集落協定の中でも、道路、水路、この関係については管理やら、やってるんですが、こと田んぼの中についての管理のことについては今まで徹

底しておりませんでした。このようなことを考えますと、それも加えるべきじゃなかろうかということ、今回のこの災害を通じて、きょう思ったわけですが、そのような関係の啓発は、今後考えていかれるお考えでしょうか。

○農林水産部長（海老原経記君） お答えします。

今、議員のほうからの貴重なご意見をいただきましたので、今後部内でその辺につきましては、精査をさせていただきながら、研究していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑ありませんか。

○2番（上村 親君） 2点ほどお尋ねをいたします。

まず、1点目は、先ほど次長のほうから回答がございましたけれども、今回、まだ繰越明許をするところも、作付にはちゃんと間に合わすというような答弁がございましたけれども、この繰越明許の件数、これが何件あるのかどうかというのが1点です。

それから、もう1点は、きょうは宇都山と、それから中釜地区ですか、現地を見ましたけれども、結構勾配がきついのと、高低差も結構ありました。約7mぐらいじゃないかなというふうに感じたんですけども、この急勾配の中で、今回被害を受けたとこの災害復旧いたします。そうしますと、6月には梅雨に入るわけです。その間2か月か3か月からの余裕があるんですけども、地盤が固まるとは到底考えられないんですが、その災害復旧した後の現場のことなんですけども、地面が固まってない、ブルーシートとか、そういうところをみんな災害復旧したところは覆いかぶせるんですけども、災害復旧した後の雨期に対する考え方、これはどういうふう措置をされるお考えなのか、答弁を求めます。

○農林水産部次長兼耕地課長（増田 明君） お答えいたします。

今回の災害の件数でございます。18件でございます。農地が12件、それと、施設が11件で、計23件になるんですけども、合併施工が5件ございますので、それをしますと、18件で、工事のほうは入札をしたいというふう考えております。

それと、工事の後の管理でございますが、工事につきましては、それなりの施工業者で対応いたしますので、工事終了後、また崩れるとか、そういうふうなないような施工はいたすつもりでございますが、工事完成の暁につきましては、私どものほうも、また現場のほうの確認とか、そこあたり、また受益者のほうにも管理のほうをご説明させていただきまして、再度崩壊がないような形をとっていきたいというふう考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） 次長、繰越明許の件数を聞かれています。

○農林水産部次長兼耕地課長（増田 明君） 繰越しの件数は、先ほど申し上げました18件でございます。先ほど申し上げました件数が全て繰越明許で考えておるところでございます。ちなみに、工事費

が300万未満の場合が一応65日間というのが、農政サイドのほうの工事期間というふうになっておりますので、それを考えますと、どうしても繰越しをしなければ対応できないということでございます。以上でございます。

○2番(上村 親君) その繰越しの工事の中で、一番最終的に終了する工事、これはどれぐらいの、例えば4月になって、あるいは5月になって、一番最終の工事の工事地、それがいつごろになるんでしょうか。

○農林水産部次長兼耕地課長(増田 明君) お答えいたします。

件数18件のうち、一番金額が大きいのが約300万ほどでございます。これにつきましては、先ほど65日間標準工期ということで考えておりますので、4月、5月、5月いっぱいには工事を終了したいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) これで質疑を終わります。

○議長(湯之原一郎君) お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長(湯之原一郎君) これから討論を行います。本案につきましては、1名の議員より通告がありました。

8番、田口議員の発言を許します。

○8番(田口幸一君) 議案第1号 平成27年度始良市一般会計補正予算(第5号)について賛成の立場で討論に参加いたします。

今回の補正は、農業用施設、林道及び土木施設等の災害に対応した委託料、工事請負費などが計上されております。現年耕地災害復旧事業及び現年土木施設災害復旧事業が完成すると、受益者及び関係者は非常に助かると私は考えます。また、本日現地の視察説明にお伺いしましたが、農林水産部、建設部の職員の方々が綿密な計画を立てておられました。

よって、議案第1号 平成27年度始良市一般会計補正予算(第5号)に賛成いたします。

○議長(湯之原一郎君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから、議案第1号 平成27年度始良市一般会計補正予算（第5号）を採決します。この採決は、押しボタン方式によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（湯之原一郎君） ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） なしと認めます。採決を確定します。賛成全員です。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議を閉じ、平成28年第1回始良市議会臨時会を閉会します。

(午後1時59分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

始良市議会議長

始良市議会議員

始良市議会議員